

# 防火管理を考える(3) 自衛消防の組織と自衛消防組織

火災時の対応については「自衛消防の組織」に関することを定めて準備しておくというのが消防法第8条の考え方だが、最近では、大規模な防火対象物等については、大震災や大規模テロへの対応なども念頭に、「自衛消防組織」を編成して対応することが求められるようになっている。

## 自衛消防の組織

火災が発生した時には、法規制の有無にかかわらずどんな防火対象物でも、その関係者は、公設消防隊が到着するまでの間、必要な初期消火、通報連絡、避難誘導などの対応活動を行い、消防隊到着後は、それまでの状況を報告してその指示に従うことが求められている。そのような活動を的確に行うには、あらかじめ関係者を組織化しておき、訓練なども行っておく必要がある。このような組織を消防法令上「自衛消防の組織」(消防法施行規則(以下「消則」)第3条第1項第1号イ)と呼んでいる。

このような考え方は消則制定時(昭和36年(1961)4月)からあり、第3条(消防計画)の第1号に、以下のように定められていた。

表1 消則第3条(消防計画)(昭和36年(1961)4月制定時)

防火管理者は、法第8条第1項の消防計画を作成するときは、おおむね次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 自衛消防の組織に関すること。
- 二 . . .

(東京理科大学火災科学研究センター「消防法令改正経過検索システム」より)

ここで、消防計画に定める事項として、現在と同様「自衛消防の組織に関すること」と言っており、「自衛消防組織」とも「自衛消防隊」とも言っていないところに留意しなければならない。消防法第8条が適用される防火対象物は、「自衛消防隊」の名がふさわしい組織を必要とする大規模なものから、防火対象物の職員が2~3人しかおらずとも「自衛消防隊」とは呼べないような「組織」しか編成できない小規模なものまで、大小様々である。そんな実態

があるのに、第1号を、たとえば「自衛消防組織に関すること」としてしまうと、どんな小さな防火対象物にも「消火班」、「通報連絡班」、「避難誘導班」などの固い組織を要求することになりかねず、運用が硬直化してしまうかもしれない、ということを恐れたのだと考えられる。

現在の消防機関の運用の実態を見ると、「自衛消防の組織に関すること」をあえて「自衛消防組織に関すること」と解釈して、わざわざ運用しにくくしている例が見られる。「自衛消防組織」なら「〇〇班」が必要で、「〇〇班長」も「〇〇班員」も必要だが、職員が2人しかいないのでやむをえず班編制表と同じ名前を並べるしかない、などという運用実態がある場合には、消則第3条が「消防計画」に「自衛消防の組織に関することを定めること」を求めているだけで、必ずしも「自衛消防組織を作ること」を求めているわけではないことを、もう一度噛みしめてみる必要があると思う。

## 班編制の意味

自衛消防隊や自衛消防組織では、火災が発生した場合の役割に応じて〇〇班を編制し、職員をその編制に当てはめて「自衛消防の組織」を編成するのが普通である。

「自衛消防隊」や「自衛消防組織」というと、隊長や班長の指揮のもとで組織的に自衛消防活動を行う組織をイメージしやすいのだが、消防法令で義務づけている年1回や2回の訓練では、そこまで行うのは極めて難しいと考えなくてはならない。

「班編制」という考え方について、私は、火災が発生すると頭が真っ白になって適切な行動がとれなくなってしまいうため、複数の人にあらかじめ「あなたは

初期消火が担当」などと火災初期の対応行動を限定して指定し、その訓練もさせておくと、思考能力が低下した状態でも、一人か二人は何とか正しい行動を行うことができ、それを集めれば全体として火災時に必要な行動になるだろう、という期待からきているのだと考えている。訓練も、「何とか正しい行動を行うことができる」確率を上げるために行うものだと考えれば、訓練回数が年1回か2回しか義務づけられていないこととの辻褄が合う。

職員数が多い場合は、〇〇の役割を担当する人たちを〇〇班と呼び、そのリーダーを〇〇班長と呼ぶのは合理的だと思うが、職員数が少ない場合には、「あなたは初期消火と避難誘導が担当」などと、担当を決めておくだけの方が実態に合っている場合も多いに違いない。それを消防計画に書けば、立派な「自衛消防の組織に関すること」ではなかろうか。

高齢者グループホームの夜間の体制などのように、防火対象物に一人しか職員がいない場合は、火災が発生すれば一人で全ての必要な行動をせざるを得なくなる。本誌2017年11月号拙稿第18回「高齢者福祉施設の夜間火災時の防火・避難マニュアル」では、そんな場合の対応戦略と対応戦術を示したが、戦略と戦術を明確にして訓練を繰り返したとしても、それを行う人が一人や二人では対応そのものが難しいことには違いない。それでも、できるだけ適切な火災対応を行うためには、一人の人にはなるべく単純化した役割を割り振っておくのが基本で、それが消防計画に「自衛消防の組織に関すること」を定める意義だと考えている。

## 自衛消防組織

平成19年(2007)6月に消防法が改正され、第

8条の2の5(自衛消防組織)が追加された。この時の改正は、自衛消防組織の設置の義務づけのほか、東海地震、東南海・南海地震や首都直下型地震の発生が切迫している状況を踏まえ、一定の大規模・高層の建築物について、防災管理者の選任及び火災以外の災害に対応した消防計画の作成などを新たに義務づけるために行われたものである。防災管理者制度等については、次回、詳述する。

自衛消防組織の設置が必要な防火対象物は、表2のとおりであり、11階建て以上で延べ面積が1万㎡以上のもなど相当大規模なものとしていたが、用途的には共同住宅、格納庫、倉庫など以外のほとんど全ての用途が対象となるとされている(消防法施行令(以下「消令」)第4条の2の4)。

共同住宅が設置義務対象から外れているのは、義務を課したとしても履行させるのが実態上極めて難

表2 自衛消防組織の設置を要する防火対象物の概要(消令第4条の2の4)

- 一 自衛消防組織設置防火対象物(消令別表第一(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項から(12)項まで、(13)項イ、(15)項及び(17)項に掲げる防火対象物)で、次のいずれかに該当するもの
  - イ 11階建て以上の防火対象物で、延べ面積が1万㎡以上のも
  - ロ 5~10階建ての防火対象物で、延べ面積が2万㎡以上のも
  - ハ 4階建て以下の防火対象物で、延べ面積が5万㎡以上のも
- 二 消令別表第一(16)項に掲げる防火対象物で、一に相当するもの
- 三 延べ面積が1,000㎡以上の地下街

## もう少し知りたい 防火法令の基礎知識

しいためだろう。駐車場に設置義務があるのに格納庫が外れている意味はよく理解できない。倉庫が外れているのは内部に人がいないことが前提になっているためだと思うが、最近の大規模物流倉庫のように、物品の仕分け等のために内部に多数の人がいるものも出てきているので、一部実態に合わなくなっているものもありそうである。

この自衛消防組織の仕組みは以下のとおりである。

## 【自衛消防組織の業務と要員の員数等】

自衛消防組織の業務は消令第4条の2の6と同第4条の2の7で示されており、具体的には消則第4条の2の10第1項で列記されている。そのうち第1号の業務については、下記各号ごとにおおむね2人以上の要員を置かなければならないとされている（消令第4条の2の8第1項、消則第4条の2の11）。

表3 自衛消防組織の業務（消則第4条の2の11）

- 一 火災の初期の段階における消火活動に関する業務
- 二 情報の収集及び伝達並びに消防用設備等その他の設備の監視に関する業務
- 三 在館者が避難する際の誘導に関する業務
- 四 在館者の救出及び救護に関する業務

## 【統括管理者と内部組織を統括する者】

自衛消防組織には組織を統轄する「統括管理者」（いわゆる「自衛消防隊長」）を置かなければならず（消令第4条の2の8第1項、同条第2項）、その統轄管理者には自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了するなど（同条第3項）一定の資格が必要とされている。

また、自衛消防組織にその業務を分掌する内部組織（いわゆる「班」）を編制する場合は、当該「班」の業務の内容及び活動の範囲を明確に区分し、当該「班」にその業務の実施に必要な要員を配置するとともに、当該「班」を統括する者（いわゆる「班長」）を置くものとする（消則第4条の2の10第3項）としており、班編制と班長の設置を強く求めている。

さらに、「統括管理者の直近下位の内部組織（いわゆる「本部隊」）」で表3の業務を分掌するもの（いわゆる「本部隊の班」）を統括する者（いわゆる「本部隊の班長」）には、統括管理者と同様の講習を受講するよう求めている（消則第4条の2の10第4項、平成20年（2008）9月消防庁告示第13号第1号）。

## 【自衛消防組織設置の届出】

自衛消防組織の設置義務のある防火対象物の管理について権原を有する者は、自衛消防組織を置いた時は、必要事項を消防長又は消防署長に届け出なければならないとされている（消防法第8条の2の5第2項）。

## 自衛消防組織に強い組織が求められた理由

以上のように、消防法第8条の2の5では、自衛消防組織について、非常に強い仕組みを求めている。自衛消防組織にこのような強い仕組みが求められていることについては、高層・大規模な防火対象物等にはスプリンクラー設備の設置を義務づけるなどして人的対応の負担軽減を図っている現在の火災対応のみの視点からは違和感がある。

だが、同条制定時に同時に改正された消防法第36条第7項の防災管理者制度にかかる準用規定を見ると、その意図が推測できる。同項では、消防法第8条の2の5第1項の自衛消防組織が置かれている場合には、当該自衛消防組織は「火災その他の災害の被害の軽減のために必要な業務を行う」ものとされており、自衛消防組織は防災管理者制度がターゲットとしている大震災や大規模テロなどに対する対応を視野に入れたものとなっているからである。確かに消防法第17条に基づくスプリンクラー設備等は、大震災や大規模テロなどには役立たず、結局全て関係者を組織化して人的に対応する以外にはない。高層・大規模な防火対象物の自衛消防組織にこのような強い制度を求めているのは、自衛消防組織が大震災や大規模テロにまでウィングを広げた組織として位置づけられているためだと考えられるのである。

